

令和2年度（2020年度）第4回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和2年12月25日（金）午後1時30分から午後5時10分まで
 2 場 所 吹田市役所 高層棟7階会議室
 3 出席委員 （委員長） 中村 哲
 （委員） 高橋 明男
 （委員） 梶 哲教

4 会議の概要

- (1) 令和2年4月1日から令和2年6月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
 (2) 同期間に契約を締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額 (円)
1	一般競争入札 (業務委託)	吹田市職員定期健康診断等委託業務【単価契約（当初契約）】【長期継続契約】	63,169,606
2	指名競争入札 (業務委託)	J R吹田駅前自転車搬送コンベア保守点検及び緊急通報対応業務【長期継続契約】	3,388,000
3	指名競争入札 (業務委託)	吹田市南吹田下水処理場雨水滞水池脱臭用活性炭交換整備委託業務	1,614,800
		吹田市南吹田下水処理場汚泥処理脱臭用活性炭交換整備委託業務	1,401,400
4	随意契約 (業務委託)	吹田市小規模事業者応援金支給に係る労働者派遣業務 吹田市特別定額給付金給付事業委託業務	3,588,515 201,608,000
	随意契約 (修繕)	コロナウィルスの感染拡大に伴う住宅喪失者受入れ用空家修繕	4,998,290
5	随意契約 (業務委託)	令和2年度下水道使用料調定等委託業務 動物の飼養保管等業務	260,999,581 15,032,832
6	随意契約 (業務委託)	吹田市立保育所等安全対策業務【単価契約（当初契約）】	37,236,606
7	随意契約 (業務委託)	破碎選別工場 廃乾電池搬送処理業務【単価契約（当初契約）】	4,290,000
		破碎選別工場 廃蛍光管搬送処理業務【単価契約（当初契約）】	3,344,000
8	随意契約 (物品購入等)	小学校教師用指導書購入業務（豊津第一小学校）	7,142,410
		小学校教師用指導書購入業務（東山田小学校）	6,850,140
		小学校教師用指導書購入業務（南山田小学校）	6,650,160

9	指名競争入札 (賃貸借)	都市計画室公用普通自動車リース契約 建築指導監察用公用普通自動車リース契約	3,723,720 2,661,120
	随意契約 (賃貸借)	車両の賃借	2,696,210

(3) 第3回吹田市入札等監視委員会からの継続審議である、契約候補者を選定する際にプロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、その実施の適否の審議を行った

案件	案件名
1	吹田市下水道管路施設改築工事PPPに係る情報整備等支援業務
2	英語指導助手派遣業務（令和3年度プロポーザル実施分）

5 議事録

○事務局

ただいまから令和2年度第4回入札等監視委員会を開催いたします。

本日の議題は令和2年4月から令和2年6月までの入札・契約手続きの運用状況について事務局から報告し、その中から各委員に抽出していただきました案件についてご審議いただきます。その後、第3回入札等監視委員会からの継続審議となっております予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についてもご審議いただきます。

それでは、中村委員長、議事進行をお願いいたします。

○中村委員長

まず始めに、本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、次第1の「令和2年4月から令和2年6月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料に基づき報告

○中村委員長

今の説明に対して、何かご意見ありますか。

○中村委員長

特に質問等が無いようですので、次第2の抽出案件の審議に進みます。

【案件1】吹田市職員定期健康診断等委託業務【単価契約（当初契約）】【長期継続契約】

○人事室 説明

○中村委員長

昨年度は指名競争入札を行い、1者しか参加者がなかったため入札が成立せず随意契約となり、今回も一般競争入札を行って1者しか参加者がなかったとのことですが、参加した業者は昨年度に随意契約を締結した業者と同じですか。

○人事室

そうです。

○中村委員長

健康診断の業務の入札に参加する業者は限られるのですか。

○人事室

医事業務をされている業者が前提で、本市の業務の規模に対応できる業者ということになると、ある程度限られます。

○中村委員長

参加者を増やす方法として考えられることは何かありますか。

○人事室

現在は業者にこちらへ来ていただいて健康診断を実施していますが、その方法を変更しない限りはなかなか難しいかと思います。

○中村委員長

他の市町村も同じ状況なのですか。

○人事室

ある程度固定化していると聞いています。逆に、固定化しているので、余程のマンパワーがなければ他市の業務まで引き受けづらい状況があるのかと思います。

○中村委員長

定期健康診断の時期は各市町村や事業所で重なっているということはあるですか。それを分散すればもう少し参加業者が増えるとは考えられませんか。

○人事室

定期健康診断は、健康診断を受けていただいて結果を出した後、引がかかった方に2次検診を受けていただきます。特定健康診査は、最終的に特定保健指導を行いますので、6月から9月に行っています。普通の定期健康診断は年1回でよいのですが、特殊な業務に従事する方は年2回、6か月ごとに実施しなければなりませんので、どうしても6月から始めなければなりません。他の市もだいたい夏頃までには実施しています。

○梶委員

必ず検査しなければならない項目は当然あると思うのですが、価格だけではなく、検査の項目を増やすという形での競争はできないのですか。

○人事室

本市の血液検査では、従来から最低限しなければならない項目に少し加えて実施しています。特殊な業務に従事する方の歯科検診も一緒に実施しています。逆に項目を増やしてしまうと、受けてもらえる業者がより少なくなってしまうのではないかと思います。

○高橋委員

予定価格はどのように積算しているのですか。

○人事室

ここ数年の実績の単価に基づいて積算しています。

○高橋委員

他の業者から見積りは取っていないのですか。

○人事室

他の業者からの見積りは取っていません。最初の初期費用が一定かかる中で、なかなか新しい業者は入ってきにくいと考えています。

○高橋委員

今回の件が特に問題があるとは思いませんが、何らかの形で他と比べて客観的に問題がないと説明ができるように工夫された方がよいのではないのでしょうか。

○中村委員長

今回は制限付一般競争入札とするのか、随意契約とするのかどちらで考えていますか。

○人事室

現時点では、次回も一般競争入札での実施を考えています。

○中村委員長

一般競争入札とする方が公正さや透明性の観点から良いと思います。それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

【案件 2】 J R 吹田駅前自転車搬送コンベア保守点検及び緊急通報対応業務【長期継続契約】

○総務交通室 説明

○中村委員長

入札参加者が少なかった理由として、自社製造ではない設備の保守点検や緊急対応業務が難しいことを挙げられています。今回応札したのは J R 岸辺駅前の同様の業務を契約している業者ですか。

○総務交通室

そのとおりです。

○中村委員長

J R 岸辺駅の入札も今回と同じような状況だったのか、それとも今回の案件と比べて多くの入札参加者があったのかを教えてください。

○総務交通室

J R 岸辺駅の直近の入札では 17 者による指名競争入札を行いました、入札に参加した者は 2 者で、そのうち 1 者は辞退し、金額を入れたのは 1 者でした。

○中村委員長

今後も同様の状況が考えられますか。

○総務交通室

エレベーターやエスカレーターは自社で点検ができますが、コンベアに関しては施工したメーカーでの緊急対応が難しい状況です。

○中村委員長

保守点検業務と緊急対応業務を分けることはできないのですか。

○総務交通室

タイムラグが出てきますので、対応が遅れてしまいます。

○梶委員

警備会社ではこのような機械対応のノウハウがないところが多いのですか。

○総務交通室

通報することはできると思いますが、機械を直すことはできません。

○梶委員

両方の対応が可能な業者を望むこと自体が難しいのですね。

○総務交通室

そのとおりです。自転車駐輪場のように時間が決まっていて監視する人がいる場合は緊急対応業務の必要はありませんが、24時間開放していますので、夜中でも対応が必要です。

○高橋委員

設備の施工時に緊急対応業務を条件とすることはできなかったのですか。

○総務交通室

メーカー指定をするわけにはいかないことと、今回の業務に先立って設備を製造した業者は関西圏で8割のシェアを持っていて、その業者が緊急対応ができないということですので、難しいと考えています。

○高橋委員

今後、設備施工の業者を選定する際には、事後的に緊急対応業務も行うという条件を入れることも検討されたほうがよいと思います。

○梶委員

実際に緊急対応は発生しているのですか。

○総務交通室

夜間に緊急通報ボタンを押すイタズラの対応が多く、月3、4件ほどあります。

○中村委員長

それでは、この案件については問題がないと判断します。今後の契約については、今回の意見を踏まえた上で検討していただきたいと思います。

【案件3】吹田市南吹田下水処理場雨水滞水池脱臭用活性炭交換整備委託業務

吹田市南吹田下水処理場汚泥処理脱臭用活性炭交換整備委託業務

○水再生室 説明

○中村委員長

雨水滞水池の案件では入札に参加した4者のうち3者が予定価格の6割以下の金額で応札していて、汚泥処理の案件は入札に参加した6者のうち2者が予定価格の6割以下で応札していて、入札金額のばらつきに違いがあると感じました。業務内容の違いはそれほどないように思われますが、どのような理由でこのような差が生じているのですか。

○水再生室

雨水滞水池の方はペットボトルのようなカートリッジが並んでいる設備で、その中に1つずつ活性炭を詰めていくような業務です。汚泥処理の方は大きな深い引き出しのようなものに重機を使用して中にあるものを吸い出して新しい活性炭を流し込むような業務です。同じ活性炭交換業務ですが、一

方は人手を要する業務でもう一方は重機を使用するような業務で、内容としてはかけ離れています。

○中村委員長

業務内容の違いによって入札価格のばらつきに差が出たと考えられるということですか。

○水再生室

業務内容の違いということがあると思います。ただ、活性炭交換業務では、見積りは定価で提出されて、入札時にはその時期の業者間の取引価格があるのか、落札したいと思えば金額をかなり下げて応札されるような状況が過去から見受けられます。

○中村委員長

3者から見積りを取って予定価格を積算したとのことですが、その中に今回落札した業者は入っていますか。

○水再生室

入っています。

○中村委員長

ということは、落札した業者の見積り金額と入札金額で差があったということですか。

○水再生室

見積りをいただいた3者とも見積額が高めだったと感じています。

○高橋委員

2つの案件の活性炭は共通の材料ですね。

○水再生室

同じ活性炭ですが、それぞれの業務で活性炭の形状が異なります。

○高橋委員

合わせて材料を仕入れることで価格を安くしたのかと思ったのですがそうではないのですか。

○水再生室

物が違うのでそのようなわけではありません。

○中村委員長

それでは、この案件については問題がないと判断します。

【案件6】吹田市立保育所等安全対策業務【単価契約（当初契約）】

○中村委員長

担当課の都合上、次に案件6の審議を行います。

○保育幼稚園室 説明

○高橋委員

安全対策業務と警備業務とは切り分けをしていると説明がありましたが、民間業者と別途契約している警備業務はどのような内容ですか。

○保育幼稚園室

警備業務は小・中学校を併設している園で行っていて、巡回する業務や夜間の警備も含まれます。

○高橋委員

「保育所等」というのは小学校も入っているのですか。

○保育幼稚園室

ここで契約しているのは保育園、幼稚園、認定こども園の3つです。

○高橋委員

その分についても民間の警備業者がカバーしているということですか。

○保育幼稚園室

小学校と併設している幼稚園に警備が入っていて、保育園には警備は入っていません。保育園には朝と夕方のみ安全管理業務を行っています。

○高橋委員

見守りや受付を行っているところでも不審者などの対応は入らないのですか。

○保育幼稚園室

それについては園長先生や職員と速やかに連携を取ることになっています。

○高橋委員

園長先生や保育所の先生がいつでも対応できるわけではありませんので、専門的な対応能力を持った方に対応してもらう方が安心ではないですか。

○保育幼稚園室

そのあたりは課題と感じています。保育所にも同じような警備が必要ではないかということで現在検討しており、機械警備を入れるなど、その手法を議論しているところです。

○高橋委員

つなぎの形で、今回の契約で警備業務を含めて考えるという方法もあったのではないかと思います。シルバー人材センターには警備員の資格がある人が登録されているのですか。

○保育幼稚園室

警備業務の資格を持っている方はおられません。警備とそれ以外の業務を切り分けて、警備にはあたらぬ範囲で契約をしています。

○高橋委員

シルバー人材センターと契約をするために業務を切り分けたように感じました。本来のあり方は逆で、園児の安全を確保するための契約の手法を考えた方がよかったですのではないのでしょうか。将来的には別の形での契約を検討していただきたいと思います。

○梶委員

警備業務を除いた安全管理業務を業務としている民間業者は存在するのですか。

○保育幼稚園室

把握している限りではありません。

○中村委員長

この案件については特に問題がないと判断します。現在、警備の必要性やその手法について検討中のことですので、今後については今回の委員会での議論も含めて適切に対応していただくようお願いいたします。

【案件4】吹田市小規模事業者応援金支給に係る労働者派遣業務

吹田市特別定額給付金給付事業委託業務

コロナウィルスの感染拡大に伴う住宅喪失者受入れ用空家修繕

○各担当課 説明

○高橋委員

3件とも緊急性が高いという理由で随意契約とされたことは事情から考えて理解できるのですが、吹田市小規模事業者応援金支給に係る労働者派遣業務に関して、5者から見積りを取って一番安いところと契約をしたのであれば、ほとんど指名競争入札のように見えます。随意契約とした理由を説明してください。

○地域経済振興室

指名競争入札となると見積期間をしっかりとらなければなりません、そこまでの期間はなかったということでこのような手続きとなりました。

○高橋委員

公平さ公正さを確保されたことが伺えます。吹田市特別定額給付金給付事業委託業務は3者に見積りを依頼して2者から断られたため残りの1者と随意契約をしたということですが、先ほどの案件と同じように入札を行う時間がなかったということですか。

○市民自治推進室

総務省から早期の実施について通達があり、その中で5号随意契約とすることもやぶさかではないとの通知がありました。給付金を一早く市民に届けることが最命題でしたので随意契約としました。

○高橋委員

決定率が100%となっていますが、予定価格はどのように積算したのですか。

○市民自治推進室

印刷やコールセンターなどの想定される一連の業務を行うことができる業者で、市民課で受付業務を行っている業者から見積りを取り、予定価格を設定しました。正式に見積りを徴収した結果、決定率が100%となりました。

○高橋委員

別の2者にも見積りを依頼したけれども提出されなかったということですか。

○市民自治推進室

全国一律で各市町村が給付を行うということでしたので、業者の取り合いになる状況でした。類似業務の実績があるところに見積り依頼をしましたが受けていただけませんでした。

○高橋委員

契約金額は見積金額と同額ですが、金額について検証はされたのですか。

○市民自治推進室

各市町村によっても委託範囲などが違いますし、様式によっても金額が変わってきます。その辺の検証は行いました。金額については適正であったと考えています。

○高橋委員

各自治体で違いがあったことは想像ができますが、今の状況では今後もこのような業務があるかもしれないので、どのような形で金額の適正さを検証するのかを考えておいた方がよいと思います。

コロナウィルスの感染拡大に伴う住宅喪失者受入れ用空家修繕に関しても時間的な余裕がなかったということですか。

○住宅政策室

こちらは、社宅などを退去して失ってしまった方の受け皿ということで、一斉に始めるというタイムリミットを設けており緊急性がありました。今回の5件の住宅は吹田市が所有する住宅の中でも比較的古い住宅で、設備回りを触る時に注意が必要でしたので、実績がある業者に速やかに依頼をしました。

○高橋委員

市営住宅での実績がある業者は他にはないのですか。

○住宅政策室

他にも何者かありますが、市内業者であり、過去に修繕を実施した業者の中でも手直しが少なく、入札でも落札実績が多い業者ということで選定しました。

○高橋委員

結果としては適切な業者であるのかもしれませんが、他にも業者があるのならば、他から見積りを取る時間はなかったのですか。

○住宅政策室

ある程度の規模であったことと、件数が5件ということ、バランス釜という現在はあまり使用されていないお風呂でしたので少しでも早く話を進める必要がありました。

○高橋委員

予定価格はどのように積算されたのですか。

○住宅政策室

見積りを取りました。過去実績と比べても高くないと考えています。

○高橋委員

空き家修繕は普段から実施されている契約の1つだと思いますので比較検証はしやすいと考えられます。その点から言うと問題がないと考えるのであればそれでよいかもしれませんが、複数の業者から見積りを取り適正な価格を予定価格とすることが原則ですから、時間的に難しい状況で何とかできないかということを考えていただければと思います。

○梶委員

吹田市特別定額給付金給付事業委託業務について、随意交渉にあたって類似事業の実績がある業者から実施の可否について確認をとったとのことですが、類似事業とはどのような業務なのか教えてください。

○市民自治推進室

以前、消費税が上がった時に実施したプレミアム付商品券を実施した業者を対象としました。

○中村委員長

吹田市小規模事業者応援金支給に係る労働者派遣業務について、5者から見積りをとったとのことですが、その見積金額にばらつきはなかったのですか。

○地域経済振興室

どれくらいをばらつきと言うかわかりませんが、倍ほどの差はありませんでした。見積りが提出されたのは5者のうち3者でした。見積り期間の厳しさや業務開始までの期間が短かったことで、業者

の方が難しいと判断をされたり、金額に影響したのかもしれないと考えますが、緊急の業務でしたのでこのような結果となったものと認識しています。

○中村委員長

コロナ禍の緊急事態で皆さんご苦労されたかと思います。このような形で契約を締結したことについては特に問題はなかったものと判断します。先ほど意見がありましたように、契約にあたっては、1者からの見積りを前提とするのではなく、複数者から見積りを取って適正な予定価格を算定することが原則ですのでその点に注意していただきたいと思います。

【案件5】令和2年度下水道使用料調定等委託業務 動物の飼養保管等業務

○各担当課 説明

○高橋委員

下水道使用料調定等委託業務は、基本的に下水道料金と水道料金は一括して徴収することが効率的ということですが、上下水道部で1つの企業体であればこのような形にはならないところ、吹田市は水道部と下水道部が別々の公営企業なので委託の形をとっているという理解でよいですか。

○経営室

はい、おっしゃるとおりです。

○高橋委員

他に任せることは考えにくいパターンだということですが、企業体として違う以上は、その価格が適正かどうかに関して相互牽制的なものがあってもよいと思います。そのあたりはどのような仕組みとなっていますか。

○経営室

水道部と年数回協議を行い、すり合わせをして行く中で金額を確定しています。

○高橋委員

そのすり合わせの段階で、どのようなことを根拠とされているのですか。例えば他市と比較することはあるのですか。

○経営室

基本的には調定件数の比率を参考にしています。水道部の方で実際にかかる委託料等の人件費などを水道部と下水道部の調定件数の割合で計算して算出しています。

○経営室

下水道部は水道部と契約をしていますが、水道部はこの業務を民間に委託しています。

○高橋委員

それはどのように契約しているのですか。

○経営室

入札です。

○高橋委員

ということは、その時点で価格面の競争性が図られていて下水道部との契約にもそれが反映される

ということですね。

○経営室

そのとおりです。

○高橋委員

動物の飼養保管等業務については大阪府へ委託するしか方法がないという説明ですが、中核市の6市のうち1市は大阪府へ委託をしていないとの説明がありました。この市はどのようにしているのですか。

○衛生管理課

全国的にも珍しい形ですが、山奥の施設を借り上げて、民間事業者に管理を委託されています。

○高橋委員

大阪府がほぼ独占的な地位に立っているようですので大阪府の言い値で契約せざるを得ないのではないかとすることが少し気になるところです。他府県の状況は検証していますか。

○衛生管理課

他の自治体でも県へ委託しています。大阪府からもらっている委託料の内訳を見ると、人件費が一番かかっています。動物には手がかかりますので金額としては妥当だと考えています。

○衛生管理課

大阪府が各市へ提示する委託料は、市の世帯数と大阪府全体の世帯数との比率や、大阪府全体の殺処分数と市の殺処分数との比率を係数として人件費や費用を算出しています。

○高橋委員

殺処分数を算出の条件としているということは、大阪府から殺処分数を減らせば委託料は減るといふ説明はされているのですか。

○衛生管理課

そのような説明を大阪府から直接受けたわけではありません。殺処分の推移によってはそのような可能性があるかもしれません。大阪府と吹田市が殺処分を減らす努力を今後も継続していけば、委託料が下がっていく可能性もあると考えています。

○高橋委員

吹田市としても殺処分数を減らす方針とされているのですか。

○衛生管理課

はいそのとおりです。

○高橋委員

今後、殺処分数をできるだけ減らすということを交渉材料としていただければと思います。そうすれば政策目的も叶うことになります。

○梶委員

下水道使用料の調定委託業務については、最終的にはどういう形で決まるのですか。

○経営室

水道部で人件費や委託料などのトータルの金額を出して、そこから、上水と下水の調定の比率を出して、下水道の調定の比率をかけたものが最終の下水道の調定委託料の金額となります。

○梶委員

その比率は、下水道部と水道部で大体認識は一致しますか。

○経営室

水道部が調定件数を出していますが、ほぼ半々です。概ねそれぐらいだと考えています。

○梶委員

動物の飼養保管業務は、地方公共団体相互間の協力の形式としてではなく、民間に委託するのと同じような形ですか。

○衛生管理課

そのとおりです。

○梶委員

大阪府以外で同じようなことができる業者はないのですか。

○衛生管理課

大阪府に委託する理由としては3つあります。まず適した施設があること、次に治療などの管理もできること、最後に、動物の命を扱いますので、例えばその会社が倒産しましたからもう明日から業務ができないというわけにはいきませんので、半永久的に存続する自治体に委託することで業務の継続性を確保しています。

○梶委員

大阪府は民間へ委託せずに行っているのですか。

○衛生管理課

大阪府の職員である獣医師や専門の技術員が管理をしています。

○梶委員

民間で同様の能力や意欲がある業者がないかを探してみるだけの価値はあると思うのですが。

○衛生管理課

例えばボランティア団体などはなかなか継続しないといいますが、団体が消滅してしまうケースがあります。そうすると動物が残されてしまいますので、そのようなことがないことが大事になります。自治体はずっと存在しますので責任が継続します。その点を考慮して契約先を選びたいと考えます。

○梶委員

この業務を商業的に行う業者はあるのですか。

○衛生管理課

全国的にもありません。

○中村委員長

下水道使用料の調定委託業務について、近隣の市町村も同じような方式をとられているのですか。

○経営室

算定の仕方は市によって異なると思いますが、他の自治体でも水道部へ委託している所が多いと聞いています。

○中村委員長

他市と吹田市で算定方法に大きな差があるとすれば、適正な価格となっているのか、市民に疑問を抱かれる可能性があります。他市がどのような計算をしているのか確認された方がよいのではないのでしょうか。

○経営室

日本下水道協会から算定基準が示されていて、どの自治体も概ねその基準に則っています。

○中村委員長

吹田市もその基準に沿って実施しているということですね。

○経営室

そのとおりです。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

【案件7】 破砕選別工場 廃乾電池搬送処理業務【単価契約（当初契約）】

破砕選別工場 廃蛍光管搬送処理業務【単価契約（当初契約）】

○破砕選別工場 説明

○梶委員

幅広い業者が再資源化に対応していると思っていたので抽出の対象としたのですが、再資源化できる唯一の施設ということであれば随意契約となることは必然となります。

○高橋委員

日本で唯一再資源化できる施設とのことですが、法制上の位置付けはどうなっているのですか。唯一許可されているということですか。

○破砕選別工場

一般廃棄物として水銀を唯一再資源化することができます。一般廃棄物は廃掃法で再委託が禁止されていますので直接この業者と契約をしています。

○高橋委員

水銀を含んだ乾電池や蛍光管に関する今回の業務を海外へ委託するために輸出することも禁止されているのですか。

○破砕選別工場

バーゼル条約で廃棄物の流出が規制されています。5年ほど前にいわゆる水俣条約が発効して、地球規模で水銀汚染を防止するということで、水銀の製品に対する扱いが厳しくなっています。

○高橋委員

少なくとも、何の処理もしない廃棄物の状態であればこの業者に委託するほかは合法的な道はないということですか。

○破砕選別工場

そのとおりです。

○高橋委員

全国の自治体がこの業者と契約をしているのですか。

○破砕選別工場

自治体によっては中間処理業者と契約をしているところもあります。

○高橋委員

つまり再資源化をしないという選択をしているということですか。

○破砕選別工場

中間処理をした場合は、水銀がある程度滲出していかない措置をとって最終処分地に埋め立てたり、水銀濃度が低い場合であれば規制が低くなりますので、別途処理をされている場合もあると聞いています。濃度がある程度高くなるとこちらの業者しかありません。

○中村委員長

業務ができる業者が1つしかないのであれば随意契約とせざるを得ません。今回の契約について特に問題はないと判断します。

【案件8】 小学校教師用指導書購入業務（豊津第一小学校）

小学校教師用指導書購入業務（東山田小学校）

小学校教師用指導書購入業務（南山田小学校）

○学校管理課 説明

○梶委員

書籍ですので決定率が100%になるのは当然で、価格について疑問はありません。教科書は入札というプロセスにならないことも承知しています。今回気になったのは、学校によって契約の相手方が違って、それがどのように決定されているのかということです。説明では教科書発行者が教科書供給業者と教科書供給契約を結んでいて、教科書供給会社が各学校に対する書店を選定しているとのことですが、その書店の選定は教科書供給業者が決定権を持つ形のように、果たして公正なプロセスと言えるのでしょうか。どのような基準でその書店が選定をされるのか、説明をお願いします。

○学校管理課

教科書の発行者が各学校に必要な数だけ教科書を納入することは事実上難しいので、教科書供給会社と供給契約を結び、教科書取扱書店が学校へ教科書を供給しています。指導書も教科書と同様に、その業者へ発注をしています。

○梶委員

教科書供給業者はどのような基準で、その取扱書店の割り振りを決めていくのですか。

○学校管理課

詳細がわかりませんので後ほど調べてお答えさせていただきます。

○梶委員

資料では36校の小学校で4者と契約をしています。それぞれの書店をどのように決めているのか、吹田市外の書店も入っていますが、すべて市内業者とすることはできないのか、この4者以外の業者と契約はできないのか、というところについて確認をお願いします。市役所が取扱書店を選定するのではなく、供給会社が選定するということになる、1クッション入ってくることになり、それが適正なのかが少し気になります。

○高橋委員

教科書供給契約の内容を教えてください。

○学校管理課

教科書の発行者が数量の調査から購入代金の徴収までのすべてを行うことは不可能ですので、おそらく供給できる量などの違いに応じて、各書店によって、担当する学校数に違いがあると思います。

指導書は教科書に付随していますので、特段、システムとして教科書と指導書で違うことはないと思います。

○高橋委員

教科書供給会社が選んだ業者と契約するのではなくて、直接この供給業者と契約することはできないのですか。

○学校管理課

文部科学省のホームページによりますと、教科書発行者は教科書を各学校へ供給する義務を負いますが、教科書発行者自身が各学校へ確実に教科書を供給することは事実上困難ですので、教科書発行者は供給業者と供給契約を結んでいます。教科書供給業者は各都道府県に概ね1か所ずつあり、その管内の取次供給所の選定などを行います。書店などの取次供給所が教科書を直接学校へ供給します。これが教科書供給の一般的なやり方ということになっています。

○高橋委員

特約供給所が取次書店を決めて市と契約するという、通常ではない契約パターンです。制度上変更することができないということであれば仕方ありませんが、可能なのであれば直接この供給業者と契約する方がすっきりすると感じます。

○中村委員長

教科書は制度としてこのようなシステムとなっていて、指導書も教科書と一体的に処理するものという認識をしているということですか。

○学校管理課

そのとおりです。

○中村委員長

それであれば同じ扱いとせざるを得ないということになります。教科書供給業者が市と直接契約を締結できるかについては、文部科学省との関係が生じますので、市で自由に決めることができないように感じます。制度としてこのような形での契約とせざるを得ないと思いますので、この契約は特に問題がないものと判断します。先ほどの梶委員の質問については資料を提出していただくようお願いいたします。

【案件9】都市計画室公用普通自動車リース契約

建築指導監察用公用普通自動車リース契約

車両の賃借

○梶委員

都市計画室と建築指導監察用でそれぞれ個別に普通自動車が必要なのか、普通自動車であれば市全体で契約をして必要に応じて使用すればよいのではないかと疑問に思い、この案件を抽出したのですが、放送設備がついた車が必要とのご説明をいただいて、独自に契約が必要ということはわかりました。水道部については、従来使用していた車の再リースということですので、随意契約になるのは当然だと思います。やはり個別の部署でリース契約をしなければならないのですか。

○都市計画室

軽自動車は総務室の車両担当で全庁的に運用をしていますが、都市計画部では地震や大雨などの災害時に緊急に出動しなければならないため、部として車をリースする必要があります。また、軽自動車は目的地に関して運行制限がありますが、指導監察用の車は通報を受けて市内を運行する以外に、大阪府庁や茨木土木事務所など市外の官公庁に行くことも多いので、都市計画部で普通自動車を確保しています。

○梶委員

仕様書で燃費基準に差があるのはなぜですか。

○都市計画室

リースする車に合わせて仕様書を作成しているため違いがあります。具体的には、都市計画室の車はミニバンのハイブリッド車を想定していて、ハイブリッドで環境に配慮された車という仕様としています。建築指導監察用の車はガソリン車を想定していて、2020年の燃費基準を達成した車としています。

○中村委員長

この案件については特に問題はないと判断します。

○事務局

次に、次第3の過去の答申における委員からの意見の対応状況について報告します。

○事務局

昨年度の入札等監視委員会の答申に際して委員から頂きましたご意見への対応状況を資料の5としてまとめさせていただきましたのでご報告させていただきます。今年度の入札等監視委員会で頂きましたご意見につきましても、各契約担当室課で対応を検討させていただきまして、来年度の入札等監視委員会のいずれかの回で、1年分をまとめて御報告させていただきます。

○中村委員長

ここで議論した内容の後追いがされていないということでは問題がありますので、このような形で今後の対応を報告していただくとありがたいと思います。

○事務局

次に、次第の4になります。前回の入札等監視委員会でご審議いただきましたプロポーザル実施の適否に関する審議案件で、委員会でご意見をいただき、引き続き書面でやりとりをさせていただいた案件が2件あります。そのうち、英語指導助手派遣業務（令和3年度プロポーザル実施分）につきましては、全委員から、契約担当課が提出した回答書の内容でプロポーザルを実施することについてご了承いただく旨の意見書が提出されましたので、本日はこの委員会に出席しておりません。吹田市下水道管路施設改築工事PPPに係る情報整備等支援業務につきましては、回答書に対して委員から様々なご意見をいただいておりますので、今回、お時間をいただき審議をお願いしたいということで、管路保全室が出席をしております。

【案件1】吹田市下水道管路施設改築工事PPPに係る情報整備等支援業務

○中村委員長

それでは前回に引き続いて審議を行います。この間、国土交通省に問い合わせをさせていただいたり、

委員の意見に対して説明をいただいておりますが、きちんと対応してお答えいただいたと思います。

国土交通省から派遣されてモデル都市業務に従事したコンサル業者を今回公募するプロポーザルの業務に参加させることについて、情報量に差があり、公平性を確保できないのではないかと指摘に対して、モデル都市業務の成果を明記し、あわせてこの業務の検討背景も記載することで情報量の差を埋めるという回答をいただきましたが、それで本当に他の業者が適切に対応できるのでしょうか。検討背景というのは具体的にどのようなことを想定しているのですか。

○管路保全室

今後、下水道管路の老朽化が進んで業務量が増え、職員の発注体制が追い付かなくなるというような、この業務の実施を検討する背景となる吹田市下水道事業の現状を示すことです。

○中村委員長

それは今回の業務の具体的な業務内容ということではないのですか。

○管路保全室

具体的な業務内容も要求水準書にどういったものを求めるのかを書きます。

○中村委員長

それは当然のこととして、さらに背景事情を提示するからこそ情報量の差を埋めて、他の業者も適切に業務ができるという意味だと思うのですが、その場合の背景事情として提示する内容が、今の説明の内容であれば、情報量の差を埋める要因として弱い感じがします。基本設計を実施した業者と遜色ない程度に詳細設計の業務を行うことを可能にするための資料として背景事情に意味があるということだとすれば、その背景事情は何ですか。

○管路保全室

先ほど申し上げたように、人が足りないということ、その背景事情があつて目的があるということの説明することによって、単にこの業務を行ってくださいということではなくて、背景と目的があつて、それを達成するためにどうすればよいかをプロポーザルで提案していただくことができます。そのことが情報量の差を埋めることになると考えています。

○高橋委員

情報量の差を埋めるということですが、抽象的で本当にそれで埋まるのかよくわかりません。それがあつても、モデル都市業務を実施した業者をプロポーザルに参加させることについて相当性を欠くとまで言えないということですが、少なくとも情報量の差を完全に埋めることはできないことは間違いありません。国土交通省が言うように、それをもってその業者をプロポーザルに参加させない理由がないと言えるかということ、私はそうとも言い切れないと思います。不確かな条件で排除することはおかしいと言えるかもしれませんが、情報量に差がある中で競争性があるというのもおかしいと思います。プロポーザルを実施する際に企業名を伏せることはルールとして決められているのですか。

○管路保全室

プロポーザルガイドラインで可能な限り匿名とすることが定められています。

○高橋委員

今回のように応募者が少ないと見込まれる場合には、どの業者かがほぼ特定されてしまいます。その場合にはむしろ提案している業者がどんな企業なのかが分かった上で、企業の力量や体制を見て、その提案内容を本当に実行できるのかを判断して審査する方がよいのではないのでしょうか。そして、

モデル都市業務を実施した業者に対して先入観が働くことが考えられますので、それであればその業者は排除する方がよいと考えます。

○管路保全室

プロポーザルは提案内容のみで審査することが原則ですので匿名で行うことが基本的なルールだと考えています。応募が2者だけであったとしても、企業名を伏せて提案内容で審査することが公平であり、企業名を伏せますので、モデル都市業務を実施した業者を排除することにはならないと考えます。

○高橋委員

参加者が2者しかないのであれば、提案内容でどの業者かがわかると思います。

○管路保全室

審査するのは担当者ではなく、選定委員の半分以上は部外の委員で構成しています。また、部内委員も部長や次長で、直接業者とやり取りするわけではありませんので、業者の特定はできません。

○管路保全室

前回の委員会で応募が見込まれる業者は2者程度と説明させていただきましたが、応募資格として入札参加有資格者名簿に登録していない業者でも参加できるようにしたいと考えており、他にも参加者があることも考えられます。

○高橋委員

匿名にするよりは匿名にしない方が実効的な審査となるのではないかと思いますのですが、その点はどうですか。

○管路保全室

企業名を出してしまうと恣意性が働いてしまいます。

○高橋委員

会社の体制が分かっていた方が審査する側としては情報量が多くなって、提案内容を明確に理解することになりませんか。

○管路保全室

審査項目の中に実績を入れることによって企業としての体制や地力の点を評価できると考えます。

○高橋委員

プロポーザルの審査をどのようにすれば実効的になるのかという観点で言っているのですが、他にも工夫の余地があるというのであればそれでもいいと思います。

○中村委員長

私は企業名は伏せた方がよいと思います。内容の充実性で考えると企業名をオープンにする方法も考えられますが、公平性の観点からするとどのように選ばれたのかを第三者から見た時に、恣意的な選定ではなかったということが大事だと思います。

○梶委員

私も企業名は伏せた方がよいと思います。企業名自体が評価の判断要素に入ってきますし、それは本来評価の中に入れてはいけない事項です。今回の件は、モデル都市業務を実施した業者以外の業者が初めからどこも参加しないことが心配で、当初提案された内容であればこれまで作業を進めてきた業者に有利になるとの懸念を感じさせる仕組みとなっていたのではないかと思います。あとは業者がどう判断するかということですので、その懸念を感じないと説得力をもって言われるのであれば、私

はこれ以上は何とも申し上げませんが、他の業者が参加してこなければ、このようなやり方自体に問題があるのだらうと思います。従って、同様の案件においてプロポーザルを採用するのか、採用するとしてもどのようにして進めるのかなど、その進め方について今後検討する必要があるのではないのでしょうか。

○中村委員長

プロポーザルに応募してくる業者は、技術力や能力において、モデル都市業務を実施した業者と遜色がない程度に下水道事業に精通した業者だと想定されますか。

○管路保全室

専門的な下水道の資格を持っていることを企業要件や技術者要件に入れる予定ですので、下水道の専門的な業者が参加してくると想定しています。また、受注実績を評価項目に入れることで、専門的な実績があるかを判断することができます。

○中村委員長

詳細設計を適切に実施できるかの判断資料として、今回提示されるような要求水準書を見れば下水道の専門業者であれば応募ができると考えてよいですか。

○管路保全室

今回は前例がないプロポーザルですので、下水道の専門業者であれば誰でも応募できるかというところではないと思います。対応できるかどうかは企業の判断となります。ただ、その時にこのような情報を提示すれば、この業務に応募するかどうかの判断材料になるものだと考えています。

○中村委員長

わかりました。委員の間で協議をしますので退席してお待ちください。

————— < 委員協議 > —————

○中村委員長

お待たせしました。結論から申し上げますと、国土交通省から派遣されてモデル都市業務を実施した業者の参加も認めた上で公募型プロポーザルを実施することでよいと判断します。ただし、その業者と他の参加者で公平性に配慮した形で実施してください。その点に十分注意していただくようお願いいたします。

前回と今回、2回にわたっての審議となりましたが、より適切な方法で契約ができるようにお互いに協議し、検討していただいたことについてはよかったのではないかと考えます。

【案件2】英語指導助手派遣業務（令和3年度プロポーザル実施分）

○事務局

英語指導助手派遣業務（令和3年度プロポーザル実施分）については、担当課から回答させていただいたとおり、単年度で実施するということがプロポーザルの実施についてご了承いただけますか。

○中村委員長

この件は可ということで全委員の意見が一致していますのでプロポーザルを実施していただいて結構です。